

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年6月2日認可した。

平成22年6月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）権現池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西の谷池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）王子横井地区
”	単独県費補助土地改良事業（農道事業）尾沢地区
”	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）名願寺水路地区
”	単独市費補助土地改良事業（農道事業）柳谷地区
”	単独市費補助土地改良事業（農道事業）須和地区